

## 市条例の制定について

### 1 匝瑳市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

#### (1) 制定背景及び趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、平成30年4月1日から居宅支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に委譲されることから、条例を制定するものです。

#### (2) 制定する条例

- 匝瑳市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

##### 【制定の概要】

居宅介護支援等に係る規定を整備する。

国基準のうち、次の基準を除き、国基準と同様とする。

ア 記録の保存期間を5年間とする。(国基準は、2年間)

イ 役員等は暴力団員等又は暴力団密接関係者であってはならない。(独自基準)

### 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### (1) 制定背景及び趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市が地域密着型サービスの基準等を条例で定める際に従うべき基準等を定めている関係省令の改正が行われたため、関係条例の改正を行うものです。

#### (2) 一部改正を行う条例

- 匝瑳市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- 匝瑳市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

- 匝瑳市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

##### 【改正の概要】

国基準の改正部分を改正する。なお、改正部分については、国基準と同様とする。